



新潟県報

発行 新潟県
号外 1
 平成28年 4月28日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

- 586 県税の納期限等の延長（税務課）
- 587 軽油引取税免税証の亡失届（税務課）

告示

◎新潟県告示第586号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成28年4月14日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付並びに条例第56条の2の規定による自動車取得税の納付及び条例第63条第1項の規定による自動車税の納付に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成28年 4月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

地域

熊本県

◎新潟県告示第587号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成28年 4月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

種類	番号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
100 リットル	N09169854	1	新潟県南魚沼市美佐島1604-1 塩沢米穀株式会社 六日町給油所